

山形県漁業調整規則（令和2年県規則66号）第12条第1項、第2項、第14条第1項、第16条第2項の規定により、漁業の許可又は起業の認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可等の条件を次のように定める。

令和4年6月24日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型いか釣り漁業（県外船）

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 の名称	水産動 植物の 種類	漁具の 種類そ の他の 漁業の 方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン 数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む者の資格
小型い か釣り 漁業	するめ いか	いか釣 り	操業 区域 （下 記の 操業 区域 をい う）	5月1 日か 翌 年4 月30 日ま で	定め無し （ただし性能 の基準等、別 に定めのある 場合はその 基準を満 たしている こと）	5トン以 上30ト ン未満	1隻	1 青森県に住所又は根拠地 を有する者 2 山形県内において陸揚港 の確保を行った者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年6月24日から令和4年7月8日まで

（3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和4年7月13日から令和5年4月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
集魚灯の合計光力は、180キロワット以内でなければならない。

別記 操業区域（世界測地系表記）

酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域とする。

ただし、1月1日から4月30日までの間は、栗島灯台から真方位西5海里の点（北緯38度27.200分、東経139度07.915分）と飛島灯台から真方位北西5海里の点（北緯39度15.536分、東経139度28.836分）を結んだ線分以遠の山形県沖合海域とする。